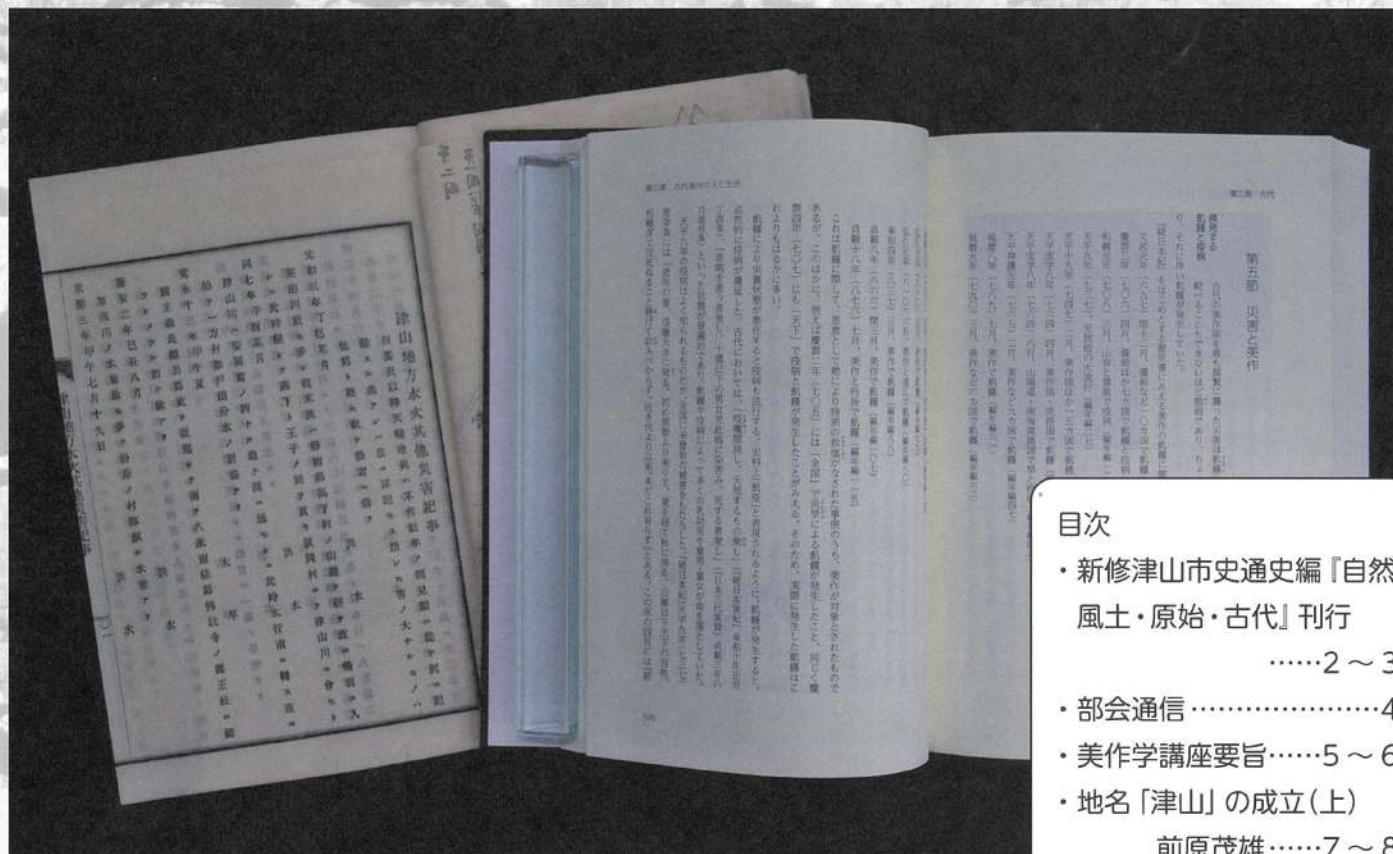


津山市史だより

2024.3
第22号



左：『津山治水永例及風火水災取調書』、右：新修津山市史通史編『自然風土・原始・古代』

昨年十二月に発行した新修津山市史通史編『自然風土・原始・古代』には、「遺跡からみた災害」「災害と美作」という節があります。「遺跡からみた災害」では、津山市内の遺跡における洪水の痕跡について紹介。「災害と美作」では、古代における美作の飢饉をはじめとして、疫病や地震についてわかりやすく叙述されています。

明治時代にも、美作における災害の歴史について考えた人物がいました。幕末に生まれ、津山の歴史を丹念に調べてさまざまな著作をのこした矢吹正則です。

明治二十五年（一八九二）～二十六年、吉井川で洪水が発生、市街が浸水しました。この被害を目のあたりにした矢吹は、翌年『津山治水永例及風火水災取調書』を執筆、出版。この書籍の冒頭で、「天変地異は用意の厚薄によつて軽重あり」と述べています。

歴史を振り返って美作でどのような災害が起こったのかを確認し、備える重要性は、明治時代も令和の現在も変わりません。

次ページで、新修津山市史通史編『自然風土・原始・古代』について紹介しています。ぜひ一読ください。

（東方）

慶長十年本源公築之因遷社於久米郡除山」とある。鶴山八幡宮移転の時期について、『聞伝記』では慶長九年、『作陽誌』では慶長十年とする。また、『作陽誌』では、森忠政によって鶴山八幡宮が「鶴山」から移転させられたことは記載されているものの、「鶴山」から「津山」への改名に関する記載はセットにはなっていない。つまり、移転と同時に改名されたとは書かれていないのである。

改めて整理すると、これまでの通史的叙述に用いられてきた基本史料、とりわけ近世初頭の記述についてはきわめて曖昧であり、それぞれ内容に齟齬が見られるのである。それから史料の扱いには慎重な姿勢が求められる。もとより、「鶴山」から「津山」という地名の変更は重大なものであり、公権力が介在しない限り統一表記とすることはできない。その限りでは、妙法寺鰐口の初見時には存命だった藩主・森忠政に決定権があったことは疑いえない。鰐口に「作州津山富川村」とあるように、もはや「津山」という地名は、田中郷内に所在していた「鶴山」というたんなる山稜名ではなく、山稜周辺部の広域地名として成立している様態を明確に示している。しかし、初見の慶長一八年時にはそうであったとしても、それが慶長九年当時からのものであったとする明確な証左は存在しないのである。森藩政下に作成された『聞伝記』や『作

陽誌』でさえ記載がなく、近世後期の『実録』段階で初めて登場する言説であった。史料残存上の制約もあるため断定的な評価は禁欲的であるべきだが、地名「津山」の初見を慶長九年から同一一八年までの約一〇年間待たねばならない理由も、慶長九年改名説の危うさを示しているようにも思われる。地名としての「津山」の成立時期は、現在残されている史料では、「慶長八年の森忠政美作国入部から同一一八年までの間」としか、厳密には評価できないのである。

〔以下、二 地名「鶴山」・「津山」の語義について 三 初期森藩研究の視角 は（下）につづく〕

参考文献

- 津山市ー973『津山市史 第三巻 近世Ⅰ』
岡山県ー984『岡山県史 第六巻 近世Ⅰ』
三好基之ー981『津山城下町』
三好基之ー997『津山城』
津山郷土博物館2015『学芸員が作った津山城の本』
尾島治2016『絵図で歩く津山城下町』
(真庭市蒜山郷土博物館長／津山市史編さん委員)

津山市史だより 第22号

発行：令和6年3月31日

編集：津山市史編さん室

〒708-0824 岡山県津山市沼600-1

津山弥生の里文化財センター内

TEL:0868-22-5820 FAX:0868-24-8414

Eメール:shishihensan@city.tsuyama.lg.jp